

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（7件）（統計課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	3
○道路の区域変更（道路課）	3
○道路の供用開始（" "）	3
◎都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立（公園下水道課）	3

告 示

高知県告示第651号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
平成27年家畜頭羽数調査（乳用牛調査）
- 2 調査の目的  
本県における家畜（乳用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
戸
  - (3) 属性  
乳用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
    - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
    - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
    - エ 堆肥の生産量及び利用方法

- オ 飼養管理方式
- カ 搾乳方式
- キ 県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
  - (2) その基準となる期日  
平成27年2月1日現在
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
74戸
  - (2) 選定方法  
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。
  - (2) 調査方法  
調査員調査
- 7 報告を求める期間  
平成27年1月上旬から同年2月27日まで

高知県告示第652号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
平成27年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）
- 2 調査の目的  
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
戸
  - (3) 属性  
肉用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
    - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
    - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
    - エ 堆肥の生産量及び利用方法
    - オ 経営形態
    - カ 飼養管理方式
    - キ 県外からの導入状況

- ク 頭数内訳
  - ケ 自給飼料関係
    - (2) その基準となる期日  
平成27年2月1日現在
  - 5 報告を求める者
    - (1) 数  
200戸
    - (2) 選定方法  
全数
  - 6 報告を求めるために用いる方法
    - (1) 調査組織  
県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。
    - (2) 調査方法  
調査員調査
  - 7 報告を求める期間  
平成27年1月上旬から同年2月27日まで
- 高知県告示第653号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
平成27年家畜頭羽数調査（豚調査）
- 2 調査の目的  
本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
戸
  - (3) 属性  
豚飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
    - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
    - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
    - エ 堆肥の生産量及び利用方法
    - オ 経営形態
    - カ 県外からの導入状況
    - キ 頭数内訳
  - (2) その基準となる期日  
平成27年2月1日現在
- 5 報告を求める者

<p>(1) 数 19戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求め期間 平成27年1月上旬から同年2月27日まで</p> <p><b>高知県告示第654号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年12月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成27年家畜頭羽数調査（鶏調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 鶏飼養農家</p> <p>4 報告を求め事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求め事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 畜舎の構造、棟数及び面積 ウ 糞尿処理設備及び機械装備 エ 堆肥の生産量及び利用方法 オ 飼養管理方式 カ 鶏舎形態 キ ヒナの県外からの導入状況 ク 羽数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成27年2月1日現在</p> <p>5 報告を求め者</p> <p>(1) 数 156戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p>	<p>6 報告を求めために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求め期間 平成27年1月上旬から同年2月27日まで</p> <p><b>高知県告示第655号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年12月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成27年家畜頭羽数調査（馬調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（馬）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 馬飼養農家</p> <p>4 報告を求め事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求め事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 施設の構造、棟数及び面積 ウ 飼育目的 エ 頭数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成27年2月1日現在</p> <p>5 報告を求め者</p> <p>(1) 数 7戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求め期間 平成27年1月上旬から同年2月27日まで</p> <p><b>高知県告示第656号</b></p>	<p>次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年12月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成27年家畜頭羽数調査（めん羊・山羊調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（めん羊・山羊）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 めん羊・山羊飼養農家</p> <p>4 報告を求め事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求め事項 ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等） イ 飼育目的 ウ 品種別飼養頭数</p> <p>(2) その基準となる期日 平成27年2月1日現在</p> <p>5 報告を求め者</p> <p>(1) 数 7戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求め期間 平成27年1月上旬から同年2月27日まで</p> <p><b>高知県告示第657号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年12月5日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成27年家畜頭羽数調査（その他の家畜調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（その他の家畜）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p>
--	--	--

- 3 調査対象の範囲  
 (1) 地域  
 高知県全域  
 (2) 単位  
 戸  
 (3) 属性  
 その他の家畜飼養農家

- 4 報告をを求める事項及びその基準となる期日  
 (1) 報告をを求める事項  
 ア 種類  
 イ 戸数  
 ウ 頭羽数  
 エ 主な品種  
 (2) その基準となる期日  
 平成27年2月1日現在

- 5 報告をを求める者  
 (1) 数  
 19戸  
 (2) 選定方法  
 全数

- 6 報告を求めるために用いる方法  
 (1) 調査組織  
 県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。  
 (2) 調査方法  
 調査員調査

- 7 報告を求める期間  
 平成27年1月上旬から同年2月27日まで

**高知県告示第658号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
 平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
 須崎緑町診療所 須崎市緑町10番地23 平成26・9・30

**高知県告示第659号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年12月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 高知本山  
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山高川字 落シ1921番1	前	9.0 }	50
	後	16.0	
高知市土佐山高川字 落シ1921番1	A	9.0 }	50
	後	16.0	
高知市土佐山高川字 落シ1921番11	B	5.5 }	9
	後	6.5	
高知市土佐山高川字 武左衛門タカトヤ 1898番25から 高知市土佐山高川字 武左衛門タカトヤ 1898番27まで	前	4.9 }	30
	後	5.5	
		4.9 }	30
		9.0	

**高知県告示第660号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年12月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 奈比賀川北  
 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字宮ノ西339番から 安芸市奈比賀字ゴミノ上	648	平成26年12月5日

1720番1まで

**高知県告示第661号**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき都市公園と津波避難路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部公園下水道課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市公園及び津波避難路の名称  
高知県立土佐西南大規模公園  
串江地区避難路
- 兼用工作物の位置  
四万十市下田字瀧ノ山4227番1から字柵ノ木駄馬2050番まで
- 兼用工作物の管理者  
都市公園管理者 高知県知事  
津波避難路管理者 四万十市長
- 管理の内容  
 (1) 都市公園管理者  
 ア 避難路部分（照明灯等の附属施設を含む。）施設（専ら管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の新設、改築、維持又は修繕  
 イ 専ら避難路部分施設以外の部分に係る災害復旧  
 (2) 津波避難路管理者  
 避難路部分施設の新設、改築、維持又は修繕
- 管理の期間  
平成26年11月17日から都市公園及び津波避難路の存続する日まで